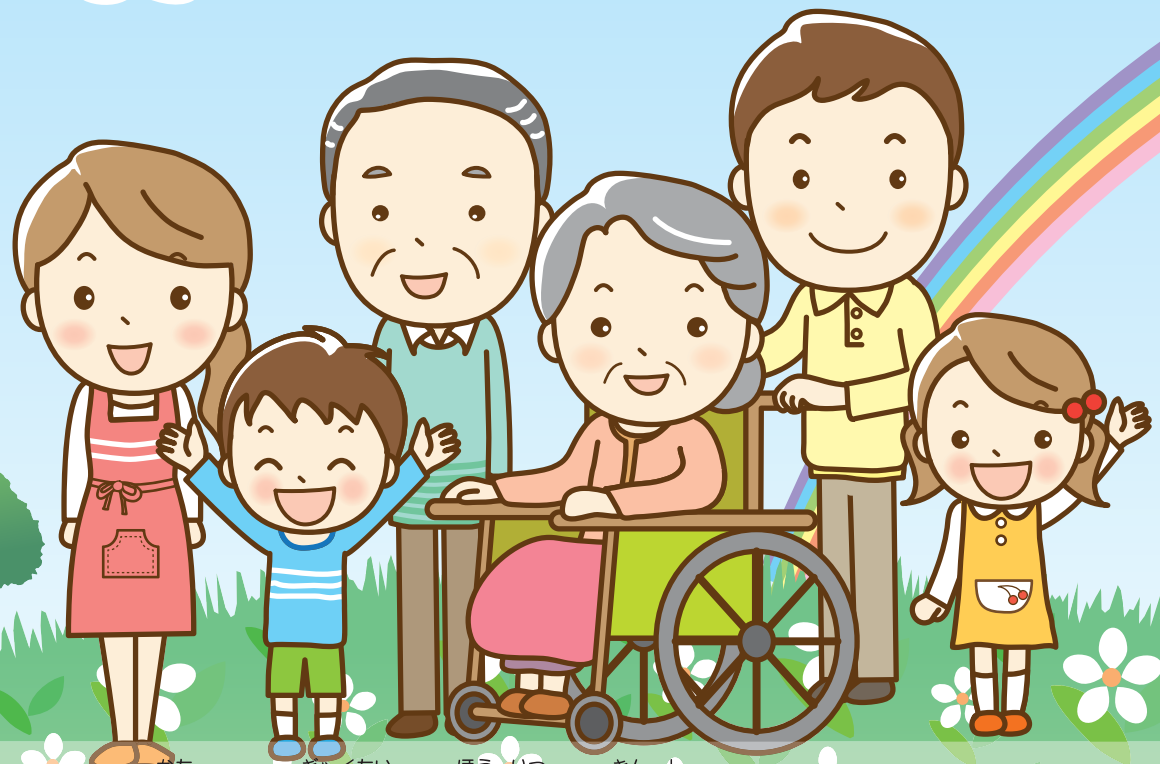


『虐待』<sup>ぎゃくたい</sup>かもしれないと思ったら『通報』<sup>つうほう</sup>を

# 障がい者への虐待を 防ぎましょう!



障がいのある方への虐待は法律で禁止されています。  
障がい者への虐待に気づいた方は速やかに通報する義務があります。  
また虐待を受けている障がい者からの相談も受け付けています。  
下記まで連絡ください。匿名でも受け付けます。

## 沖縄市障がい者虐待防止センター

(沖縄市役所 障がい福祉課)

【直通】 **098-939-7894** (平日 8:30 ~ 17:15)

【代表】 **098-939-1212**

【FAX】 **098-939-7739**

【E-mail】 **skenriyugo@city.okinawa.lg.jp**



# しょう がい しゃ ぎゃく たい ほう し ほう 「障害者虐待防止法」とは？

へいせい ねん がつ しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう せいしぎめいしょう しょうがいしゃぎゃくたい ほうし  
平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法（正式名称：「障害者虐待の防止、  
しょうがいしゃ ようご しゃ たい し えんとう かん ほうりつ せ ころ  
障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されました。  
この法律は、しょうがいしゃ しょう しゃ そん げん まも ぎゃくたい ぶせ ほうりつ  
この法律は、障がい者の尊厳を守り虐待を防ぐ法律です。

## しょうがいしゃ しゃ ぎゃく たい ほう けん ひと つう ほう ぎ む 障がい者虐待を発見したすべての人に通報義務があります。

しょうがいしゃ しゃ ぎゃく たい う おも しょうがいしゃ しゃ ほうけん ば あい せいめい じゅうたい きけん ば あい  
障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を見つけた場合、生命に重大な危険がある場合  
だけでなく、虐待を受けているかもしれないという疑いの段階でも通報する義務があります。  
また虐待は、ぎゃくたい ぎゃくたい ひと ひと じ かく と  
また虐待は、虐待している人、されている人の自覚は問いません。  
しょうがいしゃ しゃ ぎゃく たい み ちか もんだい とく てい ひと か ぞく お  
障がい者虐待は身近な問題であり、特定の人や家族で起こるものではありません。

## しょうがいしゃ しゃ ぎゃく たい たい しょう ひと 障がい者虐待の対象になる人

しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう ほうたつしょう ぶく  
障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある  
ひと ひと しんしん しょう しゃかいてき しょうへき にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ こんなん えんじょ  
人や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が  
必要の人が対象となります。（18 歳未満の人対象になります）  
しょうがいしゃ しゃてちょう しゅとく ば あい ぶく  
※障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

## しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう しょうがいしゃ しゃ ぎゃく たい つぎ しゅ るい さだ 障害者虐待防止法は「障がい者虐待」を次の3種類に定めています

ようごしゃ  
**養護者による  
障がい者虐待**



しょうがいしゃ しゃ み まわ せ わ  
障がい者の身の回りの世話や  
きんせん かんり など かぞく  
金銭の管理等をしている家族  
や しんぞく どうきよにん などによる  
ぎゃくたい  
虐待のことで

しょうがいしゃ しゃ ぶく し し せつじゅうじしゃ  
**障がい者福祉施設従事者  
等による障がい者虐待**



しょうがいしゃ しゃ ぶく し し せつ しょう  
障がい者福祉施設や障がい  
ぶくし じぎょうしょ しょう  
福祉サービス事業所、障がい  
じつうしよ えんじぎょうしょ など はたら  
児童所支援事業所等で働いて  
しよくいん ぎゃくたい  
いる職員による虐待のことで

しょうがいしゃ  
**使用者による  
障がい者虐待**



しょうがいしゃ しゃ ぎゃく たい  
障がい者を使用している  
じぎょうめし ぎゃくたい  
事業主による虐待のことで  
です。

# 障がい者虐待の例

## ① 身体的虐待

身体に傷やあざ、痛みを与えること。  
身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって動きを制限したりすること。

たとえ

- 殴る、蹴る、つねる
- やけどをさせる
- 正当な理由のない身体拘束
- 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする
- 過剰投薬 など

## ② 性的虐待

\* 同性同士も含まれます

あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

たとえ

- 性的行為を強要する
- わいせつな映像や写真をみせる
- キスをする、裸にする
- 介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置したりする など

## ③ 心理的虐待

脅したり、侮辱するような言葉や態度等で、精神的に苦痛を与えること。

たとえ

- ののしる、怒鳴る、悪口を言う
- 侮辱を込めて、子どものように扱う
- 人格をおとしめるような扱いをする など

## ④ 放棄・放任(ネグレクト)

意図的・結果的であるかを問わず、食事や排せつ、入浴、洗濯などの世話や介助をほとんどせず、障がい者の生活環境や、障がい者自身の心身を悪化させること。

たとえ

- 必要なサービスや医療を受けさせない
- 不潔な住環境で生活させる
- 水分や食事を十分に与えられていないことで空腹状態が続く、または脱水症状等の状態にある など

## ⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

たとえ

- 年金や賃金を渡さない、これらのお金がどのように管理されているか本人が知らない
- 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 雇用主が工賃・給料を支払わない など

ここに書かれていないことでも、気になることがあれば相談・通報してください ③

# しょう じゃ ぎやく たい はっ けん 障がい者虐待発見チェックリスト

もしかして…？虐待かも…？と思ったら相談・通報してください！

しょう じゃぎやくたい そう き はっけん み ぜん ぼう し さんしょう  
障がい者虐待の早期発見・未然防止のためにこのチェックリストを参照して  
ください。複数の項目に当てはまる場合はそれほど疑いが濃いと判断することが  
できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても、類似の  
サインに注意深く目を向ける必要があります。

## ◆ しんたいぎやくたい 身体虐待のサイン

- からだ ちい きず ひんぱん  
身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ふと うちがわ じょうわんぶ うちがわ せ なか きず  
太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- かいふくじょうたい ちが きず  
回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- あたま かお とう ひ きず  
頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- きゅう  
急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- きず せつめい せつめい あ  
傷やあざの説明のつじつまが合わない
- て あたま かっこう  
手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- い し ほけん ふくし たんとうしゃ そうだん ちゅうちよ  
医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- い し ほけん ふくし たんとうしゃ はな ないよう へんか あ  
医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

## ◆ せいてきぎやくたい 性的虐待のサイン

- ふ しぜん ある かた ざい たも こんなん  
不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- こうもん せいぎ しゅっけつ きず み  
肛門や性器からの出血、傷が見られる
- せいぎ いた うった  
性器の痛み、かゆみを訴える
- きゅう  
急におびえたり、こわがったりする
- しゅうい ひと からだ  
周囲の人の体をさわるようになる
- ひわい ことば はっ  
卑猥な言葉を発するようになる
- ひとめ さ ひとり へや  
ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- い し ほけん ふくし たんとうしゃ そうだん ちゅうちよ  
医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ねむ ねむ ふ きそく すいみん ゆめ  
眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- せいぎ しぶん  
性器を自分でよくいじるようになる





## ◆ 心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度な睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

## ◆ 放棄・放任のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

## ◆ 経済的虐待のサイン

- 働いて賃金をえているのに貧しい身なりで、お金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し、遊興費や生活費に使っているように思える

※障害者虐待防止法では市区町村の職員には守秘義務が課せられています。  
 通報者が施設や職場の職員による場合でも、通報を理由に解雇など不当な扱いを  
 することは禁じられています。

※通報は匿名でも受け付け、通報や届け出をした人の情報は守られます。

# 虐待の通報からの具体的な対応

## ○ 障がい者虐待への対応

国民の誰もが通報の義務があります

### 虐待の通報・届け出からの対応

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報  
虐待を受けた障がい者からの届出



沖縄市の障がい者虐待相談窓口  
(沖縄市障がい者虐待防止センター) 受付



受付

対応方針の協議《コア会議》(通報等の内容を詳細に検討)



事実確認、事前訪問調査(安否確認)  
※必要に応じて都道府県に相談・報告

立ち入り調査(安否確認) ※警察署長への援助要請



ケース会議の開催



成年後見制度  
利用支援事業

養護者への  
支援

障がい者への  
支援

障がい者の保護  
・短期入所  
・入院  
・施設入所  
やむを得ない  
事由による措置

モニタリング



虐待対応の終結

養護者による障がい者への対応【概要】

# 「虐待される人」「虐待してしまう人」の 両方を救うために

## 障がい者への支援

- 障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとも重大な結果を招くことが予想される場合は、安全確保のため、虐待を行っている養護者等から分離することもあります。
- 適切なサービスを導入し、障がい者ご本人への支援及び養護者やご家族の介護負担などの軽減を図ります。
- 医療機関への受診が必要な場合は専門医を紹介し、診断・治療に繋がります。
- 経済的な困窮がある場合や就業が必要な場合には各関係機関と連携して対応します。
- 成年後見制度の活用も検討します。

## 養護者への支援

- 障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

## サポート例

### ●負担を軽くする…

障がい者の短期入所などサービスの利用で、養護者の介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

### ●知識や技術を増やす…

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障がいへの正確な知識や情報などを提供する。

### ●専門的な支援をする…

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

おき なわ し やく しよ      しょう      ぶく し か  
**沖縄市役所      障がい福祉課**

おきなわし なかそねちょう      ばん ごう  
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

TEL: 098-939-1212 (内線: 3164・3212)  
ないせん

FAX: 098-939-7739

ねんどばん  
2021年度版